する金額 (⑿－当合計額)」	を	「調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」－「4」)又は(別表七(二)「1」－「3」－「6」)	欠損金額からないものとする金額 (当該発生事業年度の⒀と(⑿－当該発生事業年度前の⒁の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(四)付表「6」)	」に、	

	を	内
		内
		内
		内
		内
		内
		内
		内」

に改める。

同表の記載要領第１号中「が法」の次に「第59条第３項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）(震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。)第３条の規定による改正前の法人税法（以下第４号までにおいて「令和２年旧法」という。)」を加え、「震災特例法」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「含み、法」を「含み、令和２年旧法」に、「若しくは法」を「、法第59条第４項若しくは令和２年旧法」に改め、同第11号及び第111号中「が法」の次に「第59条第４項又は令和２年旧法」を加え、同第四号中「が法」の次に「第59条第３項又は令和２年旧法」を、「場合」の次に「(通算法人の令第112条の２第８項（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する適用年度において同項に規定する場合に該当する場合を除く。)」を加え、同表の記載要領に次の111号を加える。

5　「調整前の欠損金の翌期繰越額(別表七(一)「3」－「4」)又は(別表七(二)「1」－「3」－「6」)　⒀　」の欄は、通算法人が法第59条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合（同条第３項にあつては、令第112条の２第８項に規定する適用年度において同項に規定する場合に該当する場合に限る。次号において同じ。)には「(別表七(一)「3」－「4」)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表七(二)「1」－「3」－「6」)」を消すこと。

6　「欠損金額からないものとする金額(当該発生事業年度の⒀と(⑿－当該発生事業年度前の⒁の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(四)付表「6」)　⒁　」の欄は、通算法人が法第59条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には「(当該発生事業年度の⒀と(⑿－当該発生事業年度前の⒁の合計額)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表七(四)付表「6」)」を消すこと。

7　「差引欠損金の翌期繰越額　⒀－⒁　⒂」の欄の内書には、法第64条の７第２項（欠損金の通算）に規定する特定欠損金額を記載すること。